

Capital Markets Newsletter

2025年3月31日

2025年4月1日より、
東証プライム市場における英文開示の義務化



弁護士 石橋 誠之
TEL. 03-6266-8905
masayuki.ishibashi@morihamada.com



弁護士 橘川 文哉
TEL. 03-6266-8559
fumiya.kitsukawa@morihamada.com

I.はじめに

2025年4月1日から、東証プライム市場において、決算情報及び適時開示情報の英文開示が義務化されます。

これに向け、東証は、2024年2月26日、「[プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備について](#)」及び「[プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備の概要](#)」を公表してパブリック・コメント手続きを行い、2024年5月9日、「[提出された意見とそれに対する考え方](#)」（以下「本パブコメ」といいます。）並びに「[プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正について](#)」及び「[プライム市場における英文開示の拡充に向けた上場制度の整備に係る有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表](#)」（以下、この改正を「本改正」といい、本改正後の有価証券上場規程を「改正上場規程」といいます。）を公表しました¹。

さらに、東証は、2024年10月7日、英文開示の拡充に向けたコンテンツとして、①[英文開示実践ハンドブック改訂版](#)、②[英文開示様式例\(一部又は概要\)](#)（以下「本英文開示様式例」といいます。）及び③「[プライム市場の英文開示に関するよくある質問と回答](#)」（以下「本FAQ」といいます。）の更新版を公表しました²。

背景には、東証は、プライム市場をグローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えた企業向けの市場

¹ [パブリック・コメント | 日本取引所グループ、規則改正新旧対照表 \(東京証券取引所\) | 日本取引所グループ](#)

² [英文開示の拡充に向けたコンテンツのご提供について | 日本取引所グループ](#)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

と位置付けているところ、2021年のコーポレートガバナンス・コードの改訂³等も踏まえ、近年、プライム市場上場会社における英文開示の取組みは進展している一方、海外投資家からは、依然として、日本語と英語の情報量や開示のタイミングの差といった情報の非対称性が投資の制約になっている等、改善の必要性が指摘されています。今般、こうした状況を踏まえ、プライム市場上場会社への更なる海外投資家の投資を呼び込み、対話を通じた企業価値向上を促していく観点から、英文開示の拡充に向けた上場制度の見直しが行われたものです。

以下では、上記の制度整備の概要をご説明するとともに、英文開示が求められるプライム市場上場会社等において実務上留意すべき事項をご紹介します。

II. 決算情報・適時開示情報の英文開示の義務化

本改正により、プライム市場の上場内国会社は、決算情報及び適時開示情報の開示を日本語により行う場合には、原則として、日本語による開示と同時に、英語による開示を行わなければならないこととされます⁴。なお、この英文開示は日本語による開示の参考訳と位置付けられます⁵。

1. 決算情報の英文開示

(1) 決算情報の英文開示の対象・範囲・水準

英文開示義務の対象となる決算情報は以下のとおりです⁶。

- 決算短信・四半期決算短信
- 決算補足説明資料⁷(決算の内容について補足説明資料を作成し投資者に提供する場合)

英文開示の範囲について、実務上の負荷に鑑み、必ずしも日本語による開示内容の全文を開示する必要はなく、日本語による開示内容の一部又は概要を開示すれば足りるとされています⁸。そのため、決算短信・四半期決算短信については、そのサマリー情報のみを英文開示することも考えられるとされています⁹。

また、決算短信・四半期決算短信(一部又は概要でも可)について英文開示を行っている場合には、決算補足説明資料の英文開示は必須ではないとされています¹⁰。ただし、海外投資家からは、事業環境や経営戦略

³ 補充原則3-1②に「プライム市場上場会社は、開示書類のうち必要とされる情報について、英語での開示・提供を行うべきである」ことが追加されました。

⁴ 改正上場規程436条の4第1項本文

⁵ 本パブコメ11番・15番

⁶ 改正上場規程436条の4第1項、同404条1項・2項、本パブコメ6番

⁷ 決算補足説明資料とは、例えば、決算短信や四半期決算短信と併せて開示している補足資料や、決算説明会・四半期決算説明会において投資家向けに提供する資料等が想定されています。本FAQ8601。

⁸ 改正上場規程436条の4第2項

⁹ 本パブコメ7-9番

¹⁰ 本パブコメ6番

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

の進捗、今後の見通し等の企業の概況を理解し、投資判断を行ううえで、決算補足説明資料を重視する意見も多く存在することから、上場会社においては、海外投資家との対話の内容も踏まえ、自社の英文開示の範囲について継続的に検討することが望まれるとされています¹¹。

なお、決算短信と決算説明会資料を日本語で開示する場合で、決算短信を先に開示し、その後(後日を含む)、決算説明会資料を開示するときにおいては、先に開示する日本語の決算短信と同時に、英文開示(一部又は概要でも可)を行う必要はありますが、その後(後日を含む)開示する決算説明会資料の英文開示は必須ではないとされています¹²。

(2) 決算情報の英文開示の時期・方法

決算短信・四半期決算短信については、日本語の内容が定まっている場合には直ちに開示する必要があることから、日英同時開示を行うために決算発表日を延期することはできないこととなります¹³。

例えば、関係者との調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合等、英語による開示を同時に行おうとすることにより、日本語による開示の遅延が生じる場合には、英語による開示は同時でなくてもよいとされています¹⁴。ただし、プライム市場の上場会社においては、英文開示に係る工程を工夫するなどして決算発表日を延期せずに日英同時に開示する体制の構築に努めるべきであり、英訳に時間を要する場合には、例えばサマリー情報や財務諸表等、対応可能な範囲のみを日本語と同時に開示したうえで、後日その他の範囲についても英文開示を行うなどの対応の検討が必要とされています¹⁵。

また、英語の決算補足説明資料の公表方法は、原則として問わず、例えば自社のウェブサイトでの公表も可能とされています¹⁶。ただし、英文開示の義務化の対象となる決算情報について、決算短信・四半期決算短信(一部又は概要でも可)について英文開示を行わず、決算補足説明資料のみ英文開示を行う場合は、海外投資家へのタイムリーな決算情報の提供の観点から、TDnetで開示する必要があるとされています¹⁷。

(3) 決算情報に係る監査人によるレビュー

日本語の四半期決算短信に含まれる四半期財務諸表等について、監査人による期中レビューを受け、期中レビュー報告書を添付して開示する場合においては、英語の四半期財務諸表等に対する監査人の期中レビューは必須でないとされています¹⁸。これは、日本語での開示の一部又は概要を英文開示することで足り

¹¹ 本パブコメ 6 番

¹² [本 FAQ8609](#)

¹³ [本 FAQ8604](#)

¹⁴ 改正上場規程 436 条の 4 第 1 項但書、本パブコメ 7-9 番

¹⁵ [本 FAQ8604](#)

¹⁶ 本パブコメ 16 番

¹⁷ 本パブコメ 16 番

¹⁸ [本 FAQ8608](#)。なお、海外投資家のニーズ等も踏まえ、英語の期中レビュー報告書が必要と判断する場合には、監査人とも相談のうえ、対応を検討すべきとされています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

るとされていること、及び英文開示は日本語の開示の参考訳と位置付けられていることを理由とするものです。

また、四半期決算短信について、レビュー報告書受領前に 1 回目の開示(日英同時開示)を行い、レビュー報告書受領後に 2 回目の開示を行う場合においては、レビューの完了という新たな会社情報が生じていることから、2 回目の開示についても日英同時開示が必要(その際、日本語の四半期決算短信にはレビュー報告書の添付が必要ですが、英語についてはレビュー報告書の添付は任意)とされています¹⁹。

2. 適時開示情報の英文開示

(1) 適時開示情報の英文開示の対象

英文開示義務の対象となる適時開示情報とは、概要、上場会社が TDnet を利用して適時開示する会社情報(決算情報を除く)をいい²⁰、具体的には以下の情報について英文開示が求められます²¹。

- 上場会社の情報の開示(上場規程 402 条)
 - ✓ 上場会社の決定事実
 - ✓ 上場会社の発生事実
- 子会社等の情報の開示(同 403 条)
 - ✓ 子会社等の決定事実
 - ✓ 子会社等の発生事実
- 予想値の修正等(同 405 条)
 - ✓ 上場会社の業績予想、配当予想の修正等
 - ✓ 子会社等の業績予想の修正等
- 上場維持基準への適合に向けた計画の開示(同 408 条)
- 内部管理体制の整備及び運用状況等の開示(同 408 条の 3)
- 投資単位の引下げに関する開示(同 409 条)
- 財務会計基準機構への加入状況等に関する開示(同 409 条の 2)
- MSCB 等の転換又は行使の状況に関する開示(同 410 条)
- 支配株主等に関する事項の開示(同 411 条)
- 会社情報に係る照会事項の開示(同 415 条 3 項)
- その他会社が投資判断に及ぼす影響を踏まえて TDnet により任意に開示する会社情報

なお、適時開示事由の軽微基準に該当する場合であっても、日本語で適時開示を行うときは英文開示が

¹⁹ [本 FAQ8610](#)

²⁰ [本 FAQ8611](#)

²¹ 改正上場規程 436 条の 4 第 1 項

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

必要であり²²、また、日本語で「開示事項の経過」や「開示資料の追加」としての適時開示を行う場合、当初の適時開示については既に英文開示を行っているときでも、当該時点で新たな会社情報が生じていると考えられるため、英文開示が必要とされています²³。

(2) 適時開示情報の英文開示の範囲・水準

適時開示情報の英文開示についても、日本語による開示内容の一部又は概要を開示すれば足りるとされています²⁴。

この点、一部又は概要の水準感について、一律の定めはないものの²⁵、いつ何を決定したかといった海外投資家が事案の概要を把握するに足りる情報について英語により開示したうえで、詳細は後日開示を行う、あるいは、日本語による開示を参照することも考えられるとされています²⁶。また、本英文開示様式例においては、一部又は概要を英文開示する場合については、少なくとも決定又は発生した事実について、いつ、何を決定したか／何が発生したか、また、決定又は発生した事実による影響(見込み額)といった海外投資家が事案の概要を把握するために必要な情報を開示することが望まれるとの考え方が示されています。

なお、1つの日本語資料において複数の開示項目の内容を記載している場合は、英文資料においても、同様に、複数の開示項目の内容を記載する必要がある(一部の開示項目のみを英文開示することは認められない)(例:日本語の決算短信に「減損損失の発生」の内容も含める形で開示する場合、英文の決算短信に「減損損失の発生」の内容も含める形で開示するか、又は、英文の決算短信とは別に「減損損失の発生」についての英文資料を作成して開示する必要がある)とされています²⁷。

(3) 適時開示情報の英文開示の時期

適時開示情報の英文開示についても、英語による開示を同時に行おうとすることにより、日本語による開示の遅延が生じる場合には、かかる英語による同時開示は必要でないとしています²⁸。例えば、発生事実に係る開示等急遽対応が必要になる場合や、関係者との調整等により開示直前まで日本語による開示内容が定まらない場合には、これに該当することが想定されます²⁹。

²² [本 FAQ8613](#)

²³ [本 FAQ8619](#)

²⁴ 改正上場規程 436 条の 4 第 2 項

²⁵ [本 FAQ8615](#)

²⁶ 本パブコメ 7-9 番

²⁷ [本 FAQ8615](#)

²⁸ 改正上場規程 436 条の 4 第 1 項但書

²⁹ 本パブコメ 7-9 番

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

3. 制裁・責任等

決算情報及び適時開示情報の英文の同時開示を実施しなかった場合には、その内容や経緯・原因等に応じて、公表措置等の対象となる場合があるとされています³⁰。

他方、英文の同時開示を行った場合には、上記のとおり英文開示は日本語の開示の参考訳と位置付けられていることから、内容が不正確であったとしても上場規程の違反とはみなさないこととされています³¹。

なお、日本語による開示が先行した場合であっても、英語による開示がなされるまで当該上場会社の株式に係る取引を停止するといった運用は想定されていません³²。

Ⅲ. 英文開示の努力義務の新設

本改正では、上記Ⅱ.の決算情報・適時開示情報の英文開示の義務化と併せて、英文開示義務の対象とならない情報についても、プライム市場の上場内国会社は、会社情報の開示又は提供を日本語により行う場合（公衆の縦覧に供される場合を含む）には、可能な限り、これと同時に同一の内容の開示又は提供を英語により行うよう努めるものとされます³³。

具体的には、上記Ⅱ.の英文開示義務の対象に含まれていない PR 情報や縦覧書類（株主総会招集通知、コーポレート・ガバナンスに関する報告書等）について、かかる努力義務の対象となると考えられます³⁴。

Ⅳ. 施行日・適用時期

本改正は、2025年4月1日から施行されます³⁵。

ただし、必要な体制整備に時間を要する会社も想定されることから³⁶、上記Ⅱ.の決算情報・適時開示情報の英文開示の義務化の規定については、所定の例外要件を充足する会社については、2026年4月1日から適用することとされています³⁷。かかる義務化の適用猶予を受けている上場会社の名称及び英文開示の実施予定時期を記載した一覧は東証のウェブサイトで公表されています³⁸。

³⁰ 改正上場規程 508 条 1 項 2 号、[FAQ8622](#)

³¹ 本パブコメ 15 番

³² 本パブコメ 11 番

³³ 改正上場規程 445 条の 8

³⁴ [本 FAQ8614](#) 参照

³⁵ 改正上場規程付則 1 項

³⁶ 本パブコメ 12 番

³⁷ 改正上場規程付則 2 項

³⁸ [英文開示義務化の猶予会社一覧 | 日本取引所グループ](#)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

V.実務上の留意事項(オファリングに関する開示)

上記Ⅱ.の英文開示の義務化により、プライム市場の上場会社は、有価証券の募集・売出し(オファリング)に際してプレスリリースを公表する場合にも、英文開示義務が課されることとなります。

米国を除く海外でのオファリング(米国証券法に基づく Regulation S に依拠するオファリング)が含まれるストラクチャーに関して、ローンチ日にオファリングに関するプレスリリースの英文を開示する場合には、実務上、米国での勧誘とみなされることがないようにする観点(米国証券法に基づく Rule135c のセーフハーバーに依拠するための対応)から、和文のプレスリリースに比して記載内容の省略が行われることがあります。上記英文開示の義務化においては、かかる一定の事項を省略した英文のプレスリリースが改正上場規程の求める「一部又は概要」の開示足りうるかについては検討を要することとなると思われ³⁹。

VI.おわりに

東証は、本来、プライム市場上場会社においては、リアルタイムの投資判断のみならず、中長期的な企業分析や議決権行使等において重要と考える全ての開示情報について、可能な限り日本語による開示と同時に、かつ、日本語と同一の内容で英文開示が行われることが望まれることから、有価証券報告書⁴⁰等への英文開示義務の対象書類の拡大や開示内容の充実については、上場会社の対応状況や海外投資家からのフィードバック、機械翻訳等の技術の発展なども踏まえ、引き続き検討するとの考え方を示しています⁴¹。

また、英文開示の施行後においては、上記V.のようにファイナンスや M&A における従前のプラクティスにおける影響についても、実務的な対応を含めて検討が必要になると考えられます。

こうした状況を踏まえ、今後、英文開示に関する制度の検討動向や進展、実務運用について、引き続き注視することが必要です。

³⁹ また、海外での投資勧誘は行わず、純粋に国内のみでオファリングを行うストラクチャーに関して、ローンチ日に開示する英文のプレスリリースについて米国証券法等の観点からいかなる確認を行うべきであるかという点も検討事項となりうると考えられます。

⁴⁰ 有価証券報告書については、金融庁とも連携しつつ、今後の検討を進めるものとされています。

⁴¹ 本パブコメ 1-5 番

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.